

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年11月7日(2024.11.7)

【公開番号】特開2024-57010(P2024-57010A)

【公開日】令和6年4月23日(2024.4.23)

【年通号数】公開公報(特許)2024-075

【出願番号】特願2024-25657(P2024-25657)

【国際特許分類】

A 61K 45/00(2006.01)

10

A 61P 43/00(2006.01)

A 61K 31/4174(2006.01)

A 61K 9/08(2006.01)

A 61K 9/10(2006.01)

A 61K 9/06(2006.01)

A 61K 9/12(2006.01)

A 61K 9/14(2006.01)

A 61K 47/10(2017.01)

A 61K 47/20(2006.01)

A 61K 47/18(2017.01)

20

A 61K 47/12(2006.01)

A 61K 47/14(2017.01)

A 61K 47/40(2006.01)

A 61K 47/06(2006.01)

A 61P 21/00(2006.01)

A 61Q 1/10(2006.01)

A 61K 8/49(2006.01)

【F I】

A 61K 45/00

30

A 61P 43/00 1 1 1

A 61K 31/4174

A 61K 9/08

A 61K 9/10

A 61K 9/06

A 61K 9/12

A 61K 9/14

A 61K 47/10

A 61K 47/20

A 61K 47/18

A 61K 47/12

40

A 61K 47/14

A 61K 47/40

A 61K 47/06

A 61P 21/00

A 61Q 1/10

A 61K 8/49

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月29日(2024.10.29)

【手続補正1】

50

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

オキシメタゾリンまたはその塩、透過促進剤、ならびに1種または複数種の化粧用賦形剤を含む眼瞼用の化粧用ゲル組成物であつて、

前記化粧用ゲル組成物の1用量は、0.5 mg ~ 8 mgのオキシメタゾリンまたはその塩を含み、および

前記透過促進剤は、組成物全体の重量で40%未満である、化粧用ゲル組成物。

【請求項 2】

前記化粧用ゲル組成物の1用量が、0.5 mg ~ 6 mgのオキシメタゾリンまたはその塩を含む、請求項 1 に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 3】

前記化粧用ゲル組成物の1用量が、0.5 mg ~ 2 mgのオキシメタゾリンまたはその塩を含む、請求項 1 または 2 に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 4】

前記透過促進剤が、組成物全体の重量で30%未満である、請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 5】

前記透過促進剤が、組成物全体の重量で20%未満である、請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 6】

前記透過促進剤が、エタノール、プロピレングリコール、ドデシル-N,N-ジメチル-アミノアセテート、酢酸エチル、アゾン、ドデシル硫酸ナトリウム、d-リモネン、オレイン酸、1,3-ジフェニル尿素、N-メチル-2-ピロリドン、ベータ-シクロデキストリン、およびジメチルスルホキシドから選択される、請求項 1 乃至 5 のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 7】

前記透過促進剤が、アルコールを含む、請求項 1 乃至 6 のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 8】

前記透過促進剤が、プロピレングリコールを含む、請求項 7 に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 9】

前記化粧用ゲル組成物が、制御放出組成物である、請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 10】

前記透過促進剤が、透過促進剤無しの組成物と比べて、オキシメタゾリンまたはその塩の皮膚透過を0.5 mmまたはそれ以上増加させる、請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 11】

前記透過促進剤が、透過促進剤無しの組成物と比べて、オキシメタゾリンまたはその塩の皮膚透過を2倍またはそれ以上増加させる、請求項 1 乃至 10 のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 12】

前記透過促進剤が、透過促進剤無しの組成物と比べて、オキシメタゾリンまたはその塩の皮膚透過を3倍またはそれ以上増加させる、請求項 1 乃至 11 に記載の化粧用ゲル組成物。

【請求項 13】

10

20

30

40

50

1種または複数種の皮膚科学的に許容される担体をさらに含む、請求項1乃至12のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

**【請求項14】**

前記1種または複数種の皮膚科学的に許容される担体が、それぞれ、緩衝剤、保存剤、ゲル化剤、レオロジー調整剤および安定剤、保湿剤、および保水剤から選択される、請求項13に記載の化粧用ゲル組成物。

**【請求項15】**

前記1種または複数種の化粧用賦形剤が、それぞれ、遮光剤、香料、顔料、および抗酸化剤より選択される、請求項1乃至14のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

**【請求項16】**

10

対象の上眼瞼の外表面へ適用されるように用いられることを特徴とする、ミュラー筋に接触させるための、請求項1乃至15のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

**【請求項17】**

対象の上眼瞼の外表面へ適用されるように用いられることを特徴とする、中隔脂肪体(schal fat pad)を透過させるための、請求項1乃至15のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

**【請求項18】**

20

対象の上眼瞼の外表面へ適用されるように用いられることを特徴とする、瞳孔中心からの上眼瞼の処置前距離と比べて、2mm以上へ、上眼瞼と瞳孔中心との間の距離を増加させるための、請求項1乃至15のいずれか一項に記載の化粧用ゲル組成物。

30

40

50